

第2回 第9期中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会

日時：令和5年10月19日（木）

13時15分から

場所：市役所別館3階 特別会議室

出席者：鬼崎委員、矢毛石委員、吉岡委員、宮口委員、貝崎委員、知京委員、安徳委員、池田委員、
中原委員、野崎委員、西内委員、濱村委員、香月委員（13人）

欠席者：西辻委員、田村委員

事務局：冷牟田保健福祉部長、向介護保険課長、八汐健康増進課長、横谷地域包括支援センター長、
谷山介護保険課給付係長、松熊介護保険課高齢者支援係長、鐘ヶ江保健センター所長、
濱田健康増進課健康係長、林介護保険課保険係長、天野介護保険課職員、福田介護保険課職員

オブザーバー：㈱ぎょうせい 油布、成田

傍聴者：1名

1. 委員長挨拶

○新任委員の紹介 宮口委員

○事務局の紹介 向介護保険課課長、横谷地域包括支援センター長、濱田健康増進課健康係長

2. 第1回第9期中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会会議録について

○前回会議の回答の修正について

㈱ぎょうせい：前回のC委員からの「在宅介護実態調査の21頁のA1など、認知症の区分などは、調査をする前に回答者の情報を得ているということか。調査票を送った高齢者の方などはわからないのではないか。分かったうえで回答しているのか。」というご質問に対し、弊社で「実際の質問票には、こういう症状の方がこれですよってということが分かるような形で伺っておりますので、それを見て、ご判断いただいて回答いただいている。」と回答させていただいたが、今回、この回答について修正させていただく。正しくは、「今回の在宅介護実態調査については、回答者の負担を減らすため、要介護認定データの活用を前提とした設問設計としています。そのため、認定データから入手できる情報については、質問していない。（性別、年齢、要介護度、サービスの利用状況、認知症の区分 等）実施方法は、郵送アンケート調査の際に、調査票に被保険者番号が分かるような整理番号を付し、回収後に認定データと関連付けた分析をしている。そのため、前回ご質問いただいた認知症の区分などは、認定データのものになっている。」以上、申し訳ございませんでした。

3. 議事

●第9期中間市高齢者総合保健福祉計画（骨子案）について

【資料1】

事務局：資料1に基づき説明。

委員長：何かご意見、ご質問があればどうぞ。

A委員：11頁計画値に対する実績値の検証で、介護医療院について300%ということの理由などのご

説明をいただきたい。

事務局：当市には介護医療院はなく、この利用は、住所地特例として、市外で利用されている方となるため、推計値に比べ高くなっている。

B委員：訪問入浴介護、訪問リハビリなども10%以上高くなっている。この理由はなぜか。

事務局：訪問入浴介護につきましては、新たに施設を増設したことに伴い、計画値との乖離が見られる。訪問リハビリに関しては、1人あたりの利用回数が多いことが予想される。

C委員：高齢者になると認知症は大きな課題であり、認知症になっても安心して生活できるまちを目指していると思うが、認知症には、どう支えていったらいいのかという問題があると思う。22頁の「自身や家族に認知症の症状がある人はいるか」については1割、「相談窓口の認知度」については、知ってる人も、相談をどこにしたらいいかを知らないという人が多くいらっしゃるということと、26頁の、「現在抱えている疾病」は認知症が一番となっている。行政の方が、認知症の方を一方的に支えるというのではなく、地域の皆さんで、見守っていくということも大事であると思う。認知症サポーターの養成講座は毎年行っていると思うが、その開催状況と、サポーターになられた方が、どのくらいかを教えていただきたい。

事務局：認知症サポーター養成講座は、令和3年度はコロナの関係もあり1回。令和4年度は7回、令和5年度は、現在までに4回開催している。養成した人数に関しては、令和3年度が27人、令和4年度が294人、令和5年度が260人。認知症に関する相談は、地域包括支援センターが少ない状況があり、今年度は、認知症カフェを開催して地域を回りながら、地域の方にご参加いただきながら認知症の相談であったりとか、支援していくという形である。

C委員：認知症カフェは、認知症有る無し関わらずどなたでも利用できるといったものですが、どのような形で行われているのか。

事務局：4事業所の民間主体で開催している。市は、備品等を支援している。市主催の認知症カフェについては、今年度、認知症当事者やご家族の方に加え、地域住民の方も入れながら開催している。

C委員：市の認知症の取組はとても先進的だと感じられるが、市民に知られていないことが残念である。成年後見制度の利用は家庭裁判所で審判を受けなければいけないが、その流れについて、実際に市民の方はご理解されているのか。それについてどういう対応をされているのか。ご相談があったら、申立て手続きができない場合、市でできるが、その実績について聞きたい。

事務局：サービスの周知については、地域包括支援センターでサービスガイドを発行して、年1回、全世帯に配布している。相談があった場合は、社会福祉士が3名在籍して相談を受けて対応、会議を行い判断している。市長申立ての件数については、この3年間で0件。昨年、申請までであったが、結果としては市長申立てにはつながっていない。

C委員：0件ということは、経済的・身体的な虐待であったり、早急に財産を保全して守らないといけないというような、深刻なケースではなかったということか。

事務局：結果的には、財産が有り、親族がいたので、弁護士につなぎ、市長申立てまでいかなかった。高齢者虐待の相談件数は25名の方である。

D委員：認知症カフェの研修会に携わってきた。認知症の方をどう見守っていくか。どう対処したらいいのかという、具体的な研修会があればいいと思う。

事務局：そういう対処の方法に関する研修は所管が福祉支援課になるので、そのあたりも含めて所管課に伝え、今後、認知症カフェなどで、そういうふうな研修ができるかどうか、調整を取り

ながら、したいと考えている。

委員長：今後のスケジュールについてご説明いただきたい。

事務局：12月19日は素案、パブリックコメントを1月に行うので、その案となる。2月27日にパブリックコメントの結果と介護保険料の決定となる。

C委員：30, 31頁の「介護者が行っている介護、不安な介護」について、夜間の排泄とかは、負担感が大きいと思うが、実際の介護についてのご相談や介護者家族の会はどこがとりまとめているのか。37頁介護保険施設、有料老人ホーム、家で介護が大変になったときに施設を選ばれることも多いと思うが、特養（特別養護老人ホーム）の待ちの人数はどのくらいか。サ高住（サービス付き高齢者向け住宅）はどのくらいあるのか。

事務局：施設の待機者数は、8月ぐらいでは、特養の待機者は減少している。地域密着型特養も満床、待ちは1, 2名となっている。サ高住は市内にない。有料老人ホームが難しい方は特養を選ばれる。

事務局：特養の入所者は9割程度で、待機者は少なくなってきている。有料老人ホームを選ばれる方も増えている。受け皿が広がってきていて、以前のような待機者は少なくなってきている。家族介護については、社会福祉協議会で家族の会があるので、今日、社会福祉協議会の会長がいらっしゃるので、ご説明をお願いしたい。

E委員：年4回、家族介護者の会を開催している。今年はまだ2回実施しており、1回目は、介護者の方が介護をするにあたり、どのような問題があるかについてお聞きし、介護用品の使い方がわからないというご意見をいただき、2回目は、介護用品の使い方を説明した。

委員長：要介護3以上でないと特養には入れないので、それより軽い方は有料老人ホームということになる。

F委員：八幡東区でも、5から10人程度の待機者である。有料老人ホームは経済的な面から厳しい方の場合、特養を探すのに困っている。中間市ではそういう面は、うまくいっているのか。

事務局：特別養護老人ホームの待機者は、複数の施設に聞いた話では、ないと伺っている。そのようなお話があるようでしたら、相談いただきたい。

4, その他

●第3回委員会の開催予定について

次回は12月19日 13時15分から 市役所別館3階 特別会議室

以上